

【別紙2】

審査の結果の要旨

氏名 趙 星銀

本論文は、戦後日本の1950年代から60年代を中心とする時期に焦点をあて、当時に活躍していた二人の政治学者、藤田省三（1927-2003）と松下圭一（1929-）の両者の政治思想の分析を通じて、戦後社会の劇的な変化にむきあいながら、彼らが対照的な思想を形成し展開したようすを描きあげ、政治思想史上の意義を明らかにしようとした研究である。戦後になってから活躍を始めた、戦後知識人としては第二世代にあたる彼らは、高度成長期の到来に直面して、それぞれに政治的主体の新しい形を模索した。筆者は「大衆」と「市民」をキーワードに用いながら二人の思想を比較し、現実の政治・社会と政治思想との相互関係を明らかにしている。序論（全二章）、本論（全三章）、結論（全二章）の三部構成からなる、全七章の論文である。

「序論」において筆者は、本論文の問題設定と「大衆」「市民」概念をめぐる予備的考察を述べている。1945年の終戦ののち、約十年ほどの言論界で支配的になった言説は、戦時体制に関する反省の上に立って、日本社会の「封建性」を克服しようとするものであった。それは、政治学者・思想史家であった丸山眞男に代表されるような「近代」の理念を追求する立場と、社会主義化をめざす立場とに岐れており、たとえば『政治学事典』（1954年）に述べられたのは、中産階級としての「市民」の限界をこえ、労働者を広く含む「大衆」を新たな政治の主体として描くという、後者に近いものであった。

藤田と松下は、戦後になって大学で学び始めた世代に属する。ともに丸山のもとで学び、マルクス主義の影響も強く受けながら、1950年代なかばから盛んに執筆活動を始めている。それは制度としての民主政が定着し、経済水準も予想をこえる成長を見せはじめた「第二の戦後」と言える時期に、「近代化」に代わる新しいヴィジョンをそれぞれ提示しようとした試みだったのである。

「本論」では、「戦後の出発点」「天皇制と現代」「市民と政治」の全三章の主題に即して、藤田と松下、両者の思想を分析し比較している。

まず藤田省三は、一九四五年の敗戦から大きな衝撃を受け、マルクス主義や実存主義の思想にもふれたところから、ある理想を追求しながら強い意志をもって決断する「自由」の精神が、日本の変革のために必要であると考えようになった。同時に丸山の知的影響を強く受け、社会の経済構造から自立した「政治」の領域の探求へと向かう。論文「天皇制国家の支配原理」（1956年）においては、倫理や情緒とは異なる「政治」の営みの自立が、反対に倫理の問題を個人の内面に委ねるための必須条件であり、その課題は戦後体制においても続いていると論じた。

日本社会は1950年代後半から、さらに人々が消費生活における享樂のみを追求する大衆社会の様相を見せるようになるが、これも伝統的な「欲望自然主義」の思考様式とむしろ連続する傾向と藤田はとらえた。これを克服するチャンスと見なしたのが、1960年の日米安保条約反対運動の高揚である。そのさい藤田は、個人の権利を徹底して主張する「原人的市民」のイメージを、政治運動の主体として提起した。藤田は終戦直後の無政府状態で相互生存のための規範を自発的に作りだした「国民」の経験を想起することを唱え、「国家」に対抗する「市民」たちが秩序を支えてゆく可能性に期待した。

しかし1960年代になると、経済成長による豊かな社会の到来とともに、変革を要求する政治的エネルギーは失なわれてゆく。藤田はしだいに、個人の自由が「与えられた生活」の享受へと空洞化することに対する、きびしい批判をくりかえすようになった。とりわけ70年代からは、管理社会において「大衆」を覆い尽くすコンフォーミズムに対する診断者・批判者としての活動に専念するようになったのである。

他方で松下圭一は、福井でであった空襲と大震災の経験から、日常の積み重ねによって得られる習慣としての秩序の価値を痛感し、英国の経験論哲学に接近したところから、ジョン・ロックの政治思想に関する再解釈を通じて、政治学者・政治思想家としての歩みを始めた。そこで強調したのは理性に基づいて自己の行為を決定する能力としての「自由」であり、そうした「自由」を保障する制度装置としての、近代の「市民政府」(civil government)の意義である。

しかし同時に、ロックの提起した原理が古典的な「市民政治理論」としてその後も生き続けながら、その後の歴史、特に20世紀の政治思想史において新たに重要な秩序観が提起されたことと松下は見なしていた。それは、独占資本主義の進行と福祉国家化の時代に対応して、さまざまな集団の活動に秩序の基礎を見いだす、G. D. H. コール、H. J. ラスキらに代表される「多元的政治理論」である。松下がこれに注目したのは、一面では資本主義に基づく福祉国家においても、またスターリン体制下のソ連においてもナショナリズムが「大衆」動員の道具として用いられている動向に対する批判であり、他面では前衛党による指導に固執する結果、二十世紀における新たな「大衆」の登場と「大衆デモクラシー」の可能性を顧みない、日本のマルクス主義陣営に対する異議申し立てであった。

この作業の過程で、松下は「大衆社会」の評価をめぐる、マルクス主義者と論争することになる。この1950年代なかばは、スターリン批判とハンガリー事件によって左翼陣営が衝撃を受けていた時期であり、激しい攻撃を受けた松下は、仕事の重点を理論作業から日本政治論へと移してゆく。一連の実証調査を通じて、戦後の日本社会が「ムラ状況」と「マス状況」の二重構造を持っていると診断し、「ムラ」状況の打破を積極的に説いた。また総評に依存している社会党の組織方式を批判し、居住地域における保守党の支配に対抗するため、持続的な地域組織を構築する必要を説いた。

この自発的集団や「地域民主主義」への視線が、1960年代以降の松下の、日本の「市民自治」に対する展望を支えることになった。高度経済成長が生み出した公害問題や都市間

題への対応として登場した革新自治体の時代に、松下は「市民参加」や「自治体改革」の理論的リーダーとして活躍する。松下は、人々が自発的に地域の問題解決に参加してゆく動向を見て、そのような積極的参加の精神を「市民」という「人間型」と再定義し、彼らの参加要求を政策形成に合理的に結びつけるための、「シビル・ミニマム」の基準を提起した。経済成長によって大衆社会化すなわち「都市化」が進んだ日本社会の姿を、戦後初期の理想からの逸脱ととらえるのではなく、反対にそれが日本国憲法の理念を生かす民主化の条件となると見なし、「市民社会」の確立というヴィジョンを打ち出したのである。

「結論」で筆者は両者の思想の比較を改めて総括し、その今日における意義について考察している。松下は「市民」による討論と政策提案の通路を公共の政治過程の内に制度化しようと呼ぶ。藤田はコンフォーミズムの裏面で働く画一化の暴力に対して、異質のもの間における対立を重視する。これはちょうど、現代における「熟議民主主義」論と「闘技的多元主義」論との対比にも対応していると評価できるだろう。市民参加のしくみが普遍化するかたわら政治権力とのあいだの緊張感を失い、テクノロジーが生活の隅々に滲透し、その便益と監視機能の双方を個人の生活にもたらしている今日において、「自治」を中心に展開された松下の議論と、「権力」を問題視し続けた藤田の議論は、有用な示唆をもたらす。その展望を示しながら、本論文は閉じられている。

以上が、本論文の要旨である。本論文の長所としては、特に次の三点を挙げることができる。

第一に、戦後知識人の第二世代に属する二人の思想を分析し比較することを通じて、戦後日本の政治思想史に関する研究に新しい局面を切り開いた。昨今はこの時代の思想史に関する研究文献も、一定の蓄積を見ているが、多くは丸山眞男など、終戦直後から活躍した第一世代の思想家に関心が集中しており、高度成長期以降における社会の変容に思想家がどう立ち向かったか、その格闘の軌跡を分析したものは少ない。本論文が公刊されれば、戦後思想史研究にあたって必ず参照される一冊となると思われる。

第二に、藤田・松下それぞれの思想の形成過程について、丹念な分析を施している。とりわけ、藤田における伊藤博文への高い評価や、松下と多元的政治理論との関係など、両者の仕事を論じるさいにあまり顧みられない要素に光をあて、その重要性を明らかにすることに成功している。戦後日本の政治学がもっていた思想的な深みや、現実政治との緊張関係を知る上でも、有益であろう。

第三に、本論文は、丸山眞男や鶴見俊輔による議論や、「大衆社会」をめぐる論争など、二人以外の言説についての目配りも行き届いており、当時の思想家がとりくんでいた問題群に関して、単に論壇内の保守派・革新派の分類といった枠組を取り払い、いわば同時代的な論争の視線から見取図を描くことに成功している。戦後思想史を語るための方法としても、独自のものを打ち出していると言えるだろう。

もともと、本論文にも短所がないわけではない。

第一に、本論文の第二部「本論」は、各章ごとに主題を設定して藤田・松下の両者の思想を比較し、しかも章の順序にしたがって内容が後の時代へと展開するという複雑な構成になっている。そのため、全体の見通しが悪くなっている印象を受ける。

第二に、1970年代以降の藤田・松下の活躍に関しても言及を加え、管理社会批判に専念する前者と自治体改革に邁進する後者という対比を、よりはっきりとさせた方が、筆者の問題意識の独自性も、もっと生かされたのではないかと惜まれる。

しかし以上は望蜀の嘆というべきものであり、本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。